

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>第九号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 財形信託に関する特例</p> <p>a 勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条の2第1項に規定する勤労者財産形成給付金契約又は同法第6条の3第1項に規定する勤労者財産形成基金契約に基づく信託の受益権（以下「財形信託」という。）の発行者が平成20年12月31日までに提出する場合には、(1)d中「第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。」とあるのは、「第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。ただし、同様式記載上の注意(31)及び(32)中「最近2計算期間について記載すること。」とあるのは「最近計算期間について記載すること。」と、同記載上の注意(35)中「「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。」とあるのは「「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、同様式記載上の注意中「最近2連結会計年度」とあるのは「最近連結会計年度」と、「最近2事業年度」とあるのは「最近事業年度」と読み替えるものとする。」と、同記載上の注意(37)中「委託者が会社である場合、「(1) 会社の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。」とあるのは「委託者が会社である場合、「(1) 会社の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、同様式記載上の注意中「最近2事業年度」とあるのは「最近事業年度」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。」</p> <p>b 有価証券報告書が複数の者の共同委託による財形信託に係るものである場合には、(1)dにおいて準じて記載することとされる第六号様式「第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報」の「第2 委託者の状況」の記載に当たっては、同様式記載上の注意(37)の規定にかかわらず、帰属する信託財産の残高が最も大きい委託者についてのみ記載することとする。</p> <p>c 有価証券報告書が財形信託のうち勤労者財産形成促進法第6条の2第1項に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づく信託の受益権に係るものである場合には、「第3 受託者、委託者及び関係法人の情報」の「2 委託者の状況」の「(1) 会社の場合」の「④ 経理の状況」の記載に当</p>	<p>第九号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p>

たつては、(1) dにおいて準じて記載することとされる第六号様式記載上の注意(37)において準じて記載することとされる企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第5 経理の状況」の「1 連結財務諸表等」及び「2 財務諸表等」の「(1) 財務諸表」の「④ キャッシュ・フロー計算書」については、当分の間、記載することを要しない。

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

改正案	現行
<p>第十二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 受託者の状況 「① 受託者の概況」から「④ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式又は第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 委託者の状況 委託者が会社の場合、「イ 会社の概況」から「ニ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式又は第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。委託者が発行者（法第2条第5項に規定する発行者をいう。）とならない場合には記載を要しない。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 財形信託に関する特例</p> <p>a 財形信託の発行者が平成21年4月30日までに提出する場合には、(5)中「当該計算期間及び前計算期間に係る中間貸借対照表」とあるのは「当該計算期間に係る中間貸借対照表」と、(6)中「当該計算期間及び前計算期間に係る中間損益計算書」とあるのは「当該計算期間に係る中間損益計算書」と、(7)及び(9)中「企業内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式又は第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。」とあるのは「企業内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式又は第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、同令第四号の三様式に準じて記載する場合にあっては、前年同四半期連結会計期間、前年同四半期連結累計期間、前年同四半期会計期間及び前年同四半期累計期間に係る記載事項について記載することを要せず、同令第五号様式に準じて記載する場合にあっては、前中間連結会計期間及び前中間会計期間に係る記載事項について記載することを要しない。」と読み替えるものとする。</p> <p>b 半期報告書が複数の者の共同委託による財形信託に係るものである場合には、第九号様式の「記載上の注意」(7)bに準じて記載すること。</p> <p>c 半期報告書が財形信託のうち勤労者財産形成促進法第6条の2第1項に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づく信託の受益権に係るものである場合には、「4 受託者、委託者及び関係法</p>	<p>第十二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 受託者の状況 「① 受託者の概況」から「④ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 委託者の状況 委託者が会社の場合、「イ 会社の概況」から「ニ 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。委託者が発行者（法第2条第5項に規定する発行者をいう。）とならない場合には記載を要しない。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(新設)</p>

人の情報」の「(2) 委託者の状況」の「① 会社の場合」の「ニ 経理の状況」の記載に当たっては、(9)において準じて記載することとされる企業内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式の「第一部 企業情報」の「第5 経理の状況」の「1 四半期連結財務諸表」若しくは同様式記載上の注意(27) aにより記載することとされる四半期財務諸表のうち四半期キャッシュ・フロー計算書又は同令第五号様式の「第一部 企業情報」の「第5 経理の状況」の「1 中間連結財務諸表等」若しくは「2 中間財務諸表等」の「(1) 中間財務諸表」の「④ 中間キャッシュ・フロー計算書」については、当分の間、記載することを要しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第九号様式及び第十二号様式は、この府令の施行の日以後に提出する有価証券報告書及び半期報告書について適用する。